

東日本経友会通信

NAGOMI NEWS

NAGOMI (一般社団法人
外国人材共生支援全国協会)

代表理事・会長

武部勤 (元自民党幹事長)

副会長

塩崎恭久 (元厚生労働大臣)

「信頼される国・日本」になるため

NAGOMI (武部勤会長) は2月下旬、自民党外国人材に関する特別委員会 (外特委)、グローバル人材共生推進議員連盟 (笹川博義事務局長)、入管庁、厚労省の担当らと相次いで面談し、NAGOMIの3つの提言と基本方針・省令事項等に関する9つの要望を提出しました。

「信頼される国・日本」になるためにと題する3つの提言は

- ① 日本型多文化共生社会実現に向けて基本法が必要不可欠
 - ② 育成就労制度の「業種大括り」と育成就労評価の内容・運用の「抜本的改革」
 - ③ 監理支援機関は地方創生や中小企業振興の役割を担うべき
- 基本方針・省令事項等に関する9つの要望は

- ① 特定技能1号評価試験は必ず実地による技術試験を含むものとし、真に「即戦力」を担保すべき
- ② 育成就労1年目の試験は日本での

ライバルは韓国・台湾

円安などの影響があるなかで外国人労働者の受入れが過去最多を更新したことについて、厚労省は、「外国人労働者がどの国を選ぶかは賃金や制度だけで決まるわけではない」と指摘。日本の安全性や文化への憧れなどからと考察しています。

一方で、働き先として選ばれる国のライバルは、韓国や台湾と指摘。

仕事や生活に必要な基礎知識やルール等の共通試験にすべき

- ③ 監理支援機関の役割は、「育成就労制度の適正な実施」及び「育成就労外国人の保護」のみならず、「地方創生」や「中小企業振興」の役割をも担うものとすべき
- ④ 特定技能制度における実地調査と処分等の情報公開は技能実習並みに定期的な実地調査を行い、その結果等を公表すべき
- ⑤ 育成就労への募集情報提供事業者の関与の禁止及び、育成就労外国人に対するSNS等による求人情報を掲載することを明確に禁止すべき
- ⑥ 受入企業ごとの創意工夫が可能な育成就労計画認定基準とすべき
- ⑦ 長期安定就労のインセンティブを設けることの必要性
- ⑧ 特定技能の新設予定の「民間団体」の会費等が経済的負担にならないようにすべき
- ⑨ 国・自治体の積極的関与が必要

「育成就労制度」基本方針閣議決定

政府は3月11日、外国人材の育成と確保を目的とする育成就労制度の基本方針を閣議決定した。

技能実習制度を廃止して、2027年6月までに開始する。原則3年の在留期限で、最長5年間在留できる特定技能1号の水準まで育成する。外国人に魅力のある労働環境を提供するための重要な指針となる。

本財団は、コロナ禍が猛威を振るう中、技能実習生ら外国人材を保護するため、二階俊博自民党幹事長 (当時) のアドバイスにより全国組織として2020年10月に設立されました。

当組合は、2021年に理事の推薦を受けて、関東甲信越協会に加入いたしました。以後、迎い入れる外国人の若者たちの立場に立つて、外国人材受入れ政策を確立するために、人材育成、人材確保、国際貢献を共通の基本目的とし、技能実習制度を今後は育成就労制度を特定技能制度と一貫性のある制度に改革することにも、キャリアステージに合わせた選択肢のある在留資格制度にするべく現場の声を届けております。

アジアの安定と日本の持続的成長のために共に活躍できるグローバル人材共生社会の環境を推進し、「グローバル人材共生ネットワーク」を地域社会に展開し、国や政府、都道府県と連携して、外国人技能実習生・特定技能外国人をはじめ外国人材を適切に育成・保護・支援し、差別のない多文化共生社会の実現に寄与していきたいと考えております。

深刻な人口減少・労働力不足問題に直面している日本にとって、外国人材の活躍は国力維持のために不可欠です。多文化共生社会の実現に向けてNAGOMIの活動に今後も積極的に参加していきます。須藤康則